

# 平成24年7月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成24年7月18日〔水曜日〕 午前9時00分 開会  
2. 開催場所 市役所4階 403会議室  
3. 出席委員 (14名)

会 長	4 番	日高 仙三
会長職務代理者	3 番	橋口 好文
委 員	1 番	中野 周
"	2 番	日笠山 隆
"	5 番	長田 實美
"	7 番	古田 洋美
"	8 番	浦口 幸夫
"	9 番	脇田 峰生
"	11 番	岩本 延男
"	12 番	下園 茂
"	13 番	南 重徳
"	14 番	瀬川 寅夫

4. 欠席委員 6 番 白河 澄雄  
10 番 石寺 政和

## 5. 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条に係る許可申請について  
議案第2号 農地法第5条に係る許可申請について  
議案第3号 非農地証明願いについて  
議案第4号 あっせんについて  
議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

## 6. その他

7月行事予定表について

## 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 神崎 辰秀

農地振興係長

事務局

皆さん、お早うございます。只今から、平成24年7月の定例総会を開催させていただきます。はじめに、日高会長よりごあいさつをお願いいたします。

日高会長

皆さん、おはようございます。ここ数日は、暑い日に見舞われまして、種子島では大きな災害もなく、梅雨もいよいよ明けるんじゃないかと思われま

しかし、ご承知のように九州北部では、7月11日から14日の「九州北部豪雨」の記録的な雨により、現在、26人が死亡、6人が行方不明となっていると報道されております。被災されました方々には、衷心よりお見舞いもうあげ、1日も早い復興を願うものです。

さて、TPP交渉参加問題であります。政府内では8月中にも交渉参加を表明すべきだという意見がある一方で、アメリカとの「自動車・保険・牛肉の3分野」での調整が難航していることに加え、民主党内の慎重論も根強いことや、アメリカでの大統領選挙の本格化により、年内は難しいという意見など、早期の参加表明は難しいという見方が強まっています。しかし、私たちは、種子島の農業を守るため、報道による情報に惑わされることなく、TPP交渉参加反対を貫いていかなければならないと思います。

7月も中旬を過ぎ、米刈りの季節そしてお盆の時期となって参りましたが、お互いに熱中症等、健康には十分に留意され、農作業にあたっていただきたいと思ひます。なお、8月22日、23日には、南さつま市農業振興公社で、新規就農対策をテーマに、委員研修を予定しておりますので、全委員のご参加方をお願いいたします。それでは、早速、7月定例総会を開催いたしたいと思ひますが、先日、17日には、現地調査が行われております。調査委員、調査委員長になられました方は、該当項目につきましては、丁寧な説明方よろしくお願ひいたします。

なお、本日は、6番委員から、県酪農協会での会合出席のため、欠席届が出ておりますので、よろしくお願ひいたします。また、今朝ほど、10番委員の方から電話がありまして、母親が急に倒れられ、救急車で病院に運ばれたということであり、本日の総会を欠席させていただきますとのことでありましたので、ご報告いたします。以上です。

事務局 それでは、西之表市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以後の議事進行は日高会長にお願ひいたします。

議長 はい、それでは、これより議事に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。西之表市農業委員会規則第10条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、本日の議事録署名者を指名いたします。2番の 日笠山 委員と、3番の 橋口 委員 を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の神崎氏と原田氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2 第1号議案「農地法第3条に係る許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願ひいたします。

事務局 はい、それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明させていただきます。資料は、1ページから4ページになります。

今月は、所有権移転9件、賃借権の設定11件、合計で20件の申請がありました。

まず、番号1番についてであります。深川の土地で、台帳・現況地目、畑、4筆、面積4,719㎡を、売買により所有権移転しようとするものであります。金額は全部で230万円です。

その下の番号2番につきましては、上之原の土地であります。台帳・現況地目、畑1筆、面積3,102㎡を、売買により、所有権移転するものであります。金額は全体で10万円です。

その次ぎの番号3番であります。これにつきましては、住吉の酪農組合の近くの土地で、台帳・現況地目、畑2筆、面積7,125㎡を、10a当り15,000円で、10年間賃借しようとするものであります。

番号4番であります。庄司浦の共同墓地周辺の土地で、台帳・現況地目、畑・3筆、面積7,882㎡を、親から子への贈与により所有権移転するものであります。

その下の番号5番につきましては、安城大野の土地であります。台帳・現況地目、畑・3筆、面積2,642㎡を、同じく親から子への贈与です。

2ページの番号6番から10番についてであります。

番号6番でにつきましては、古田校区の土地で、台帳地目は原野、現況地目は、畑です。面積は1筆で台帳上は938㎡ですが、実測は2,000㎡ということですので。賃借料は年間14,000円で、10年間、賃借しようとするものであります。

番号7番については、安納の養殖場の上の土地であります。台帳・現況地目、畑、4筆、面積6,825㎡。全体を102,200円で5年間、賃借しようとするものであります。

その下の番号8番につきましては、台帳・現況地目、田・1筆、面積614㎡を贈与により所有権移転しようとするものであります

次の番号9番であります。深川の土地で、台帳上は、山林・畑・宅地等ですが、現況が畑ということで、3条申請が上がってきております。5筆で、面積1048.85㎡を売買により所有権移転しようとするものであります。金額は全体で、450,000円です。

その下の番号10番であります。これは、上之原地区内の土地です。台帳地目は原野で、現況地目は畑・2筆、面積1,632㎡を、10年間賃借しようとするものであります。金額は、10a当り11,000円です。

3ページの番号11番から18番についてであります。

番号11番であります。同じく上之原地区にある土地で、台帳・現況地目、畑・1筆、面積5,503㎡の内の2,500㎡を、農業振興公社が10年間賃借しようとするものであります。金額は全体で25,000円です。

その下の番号12番につきましては、五本松地区内の土地で、台帳・現況地目、畑・1筆、面積999㎡を農業振興公社が、10年間賃借しようとするものであります。金額は、年間10,000円です。

その下の番号13番であります。これは、現和の土地で、台帳・現況地目、畑・2筆、面積3,773㎡を、農業振興公社が、10年間賃借しようとするものであります。金額は、10a当り年間14,000円です。

その次ぎの14番であります。これにつきましては、安城地域にある土地で、面積1,494㎡を、年間14,000円で10年間賃借しようとするものであります。

その下の番号15番につきましては、同じく安城地域の土地1筆を年間5,000円で、農業振興公社が10年間賃借しようとするものであります。

その下の番号16番であります。これにつきましては、場所は、上之原地区の錨清掃社の裏の土地です。台帳・現況地目、畑・1筆、面積は339㎡であります。売買による所有権移転であり、売買価格は250,000円です。

その次ぎの17番であります。これにつきましては、16番と同じ場所で、台帳・現況地目、畑・1筆、面積975㎡を、売買による所有権移転しようとするものであります。売買金額は750,000円です。

その下の番号18につきましては、横山の車検場の前辺りの土地であります。台帳・現況地目、畑1筆、面積1,477㎡を売買により、所有権移転しようとするものであります。売り渡し金額は280,000円です。

4ページの番号19番、20番につきましては、農地利用集積円滑化団体である市農業振興公社が行う農地利用集積円滑化事業による貸借であります。

番号19番でにつきましては、農業振興公社が借受けた土地、4筆、面積5,131㎡を新規就農者に賃借するものであります。金額は、上の2筆が10a当り11,000円、下の2筆が10a当り10,000円です。

最後の20番につきましても、同じく農業振興公社が借受けた土地です。現和と安城地域の土地で、台帳・現況地目、畑、面積5,822㎡を新規就農者に賃借するものであります。金額は、10a当り年間10,000円です。

以上、本件の番号1番から番号20番までは、【農地法第3条第2項、各号】には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。以上、議案第1号「農地法第3条に係る許可申請について」の説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の方から詳しい説明がありました。本案のうち、番号6番につきましては、11番委員が、賃貸借権を受ける者となっており、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与制限に該当いたします。

この為、本案を二つに分け、初めに「農地法第3条に係る許可申請について」の番号6番を最初に審査し、次に、残りの番号1番から番号20番まで順次、審査することにしたいと思います。

それでは、初めに、初めに、番号6番について、審査をいたします。「農業委員会等に関する法律第24条の議事参与制限の規定」に基づき、番号6番の審査の間、11番の岩本委員の退場を求めます。  
(11番 岩本委員退場)

議長 　それでは、番号6番につきまして、担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番(議長) 　はい、4番です。番号6番につきましては、10番委員が地区担当委員であります。先程、冒頭でご説明申し上げましたとおり、救急事故により、欠席となっております。そこで、6番について、調査結果の報告が私のところに届いており、担当委員への確認もしておりますので、代わりまして、ご報告いたします。7月15日、現地並びに双方を確認した結果、申請どおり間違いはございませんでした。とのことでもあります。以上、よろしく、ご審議いただきたいと思います。

議長 　整理番号6番について、これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。  
【異議なしの声あり】

議長 　ただ今、異議なしの声がございました。それでは、採決します。整理番号6番につきまして、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

はい、全員の賛成でありますので、6番につきましては、原案どおり承認し、許可することに決定させていただきます。ここで、11番 岩本委員の入場を求めます。  
(11番 岩本委員入場)

議長 　それでは次に、残りの番号1番から番号20番まで順次、審査することにしたいと思います。それぞれ、担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明を求めます。

14番 　はい、まず、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号1番につきましては、私の担当地区でありますので、調査結果について、ご報告させていただきます。

1番の譲渡人につきましては、中種子町野間に居住されている方です。譲受人は、住吉地域の深川地区の方であります。譲渡人は、元々、深川地区の出身の方でありまして、この地元に、畑、山林等を所有されている方ですが、この度、資金を必要とすることとなったために、譲受人となられる方に、買い取りについてご相談があったそうです。

字が二つに分かれておりますが、字惣五郎の2筆につきましては、約40aくらいの畑であります。これが、先程、事務局の説明にもございましたが、10a当たり50万円で、全体で200万円で売買するということです。この畑には、春植えのサトウキビを作付けしたいということでした。もう一つは、字が榕田代、2筆で面積は7a位の畑ですが、これまで譲受人の方が借りて耕作していたということですが、さつま芋が植え付けされておりました。この売買価格は、30万円ということでした。

譲受人の年齢は、72歳ということですが、取得地以外にも1.1haの耕作をしていて、まだまだ、経営意欲も旺盛で、この土地の取得については、問題はないものと考えております。以上、委員の皆様のご審議方、よろしくをお願いいたします。

3 番 はい、3番です。番号2番につきまして、調査の結果について報告させていただきます。この土地は、私が現地調査に行ったときに、たまたま、譲受人の方がおられまして、土手の萱(かや)などの草払いをしておりました。現地は、セイダカアワダチソウや雑草が生い茂り、すぐすぐ耕作できるような状況ではありませんでした。面積は、3,102㎡で、取得金額は、全体で10万円だそうです。双方、確認いたしました。譲受人は、親類筋に当たるそうで、問題はないものと判断いたしました。以上です。

1 番 はい、1番です。番号3番について、去る17日に現地調査を致しましたので、ご報告させていただきます。譲渡人は、住吉にお住まいの78歳の方です。また、譲受人は、桜ヶ丘にお住まいの、新規就農を目指す31歳の若い方です。申請地は住吉の字轟というところで、住吉のデイリー牛乳の上の方になります。面積は、2筆で、7,125㎡です。現在、甘藷を作付けしております。

この土地は、以前から父親が長く賃借していたものですが、今回、新規に就農するため、譲受人が新たに賃貸借申請するものです。先程の事務局の説明にもありました通り、【農地法第3条第2項、各号】には該当しないと思われ、許可相当と判断しております。委員の皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

12 番 はい、12番です。番号4番につきまして、申請所在地は、私の庄司浦地区の畑でありまして、15日に現地調査、確認をしております。譲渡人の親から、譲受人の後継者への無償譲渡であります。後継者の方は、現在、安納芋を中心とした青果用甘藷を主体に、幅広く経営している方です。経営的にも何ら支障はなく、申請については問題は無く、妥当であるものと考えます。皆様方のご審議方、よろしくお願いいたします。

5 番 はい、5番です。番号5番について、ご説明いたします。この件につきましては、4月の定例総会で、使用貸借であがってきた物件であります。そのときも、今回も現地調査を致しましたが、今回は、親から子の無償所有権移転であります。息子さん、現在、会社員ということで、嫁さんへの譲渡であります。理由といたしましては、嫁さんは、これまでも主として農業をやってきたということです。これから、レザー・リーフ・ファンなども取り入れて、農業の経営主体となって農業に取り組んでいくということで、家族の話し合いの下に、今回の申請となりました。3条の許可要件につきましては、4月定例総会でもご審議いただき、許可の承認をいところでありますが、今回の申請に当たりまして、再度、委員の皆様のご審議方を、よろしくお願いいたします。

議長  
(4番) はい、2ページの番号7番、8番につきましては、私の担当地区でありますので、私から、ご説明させていただきます。

まず、番号7番につきまして、譲渡人、譲受人、双方確認の結果、申請どおり間違いございませんでした。譲受人は園芸農家でありまして、主に、青果用甘藷の安納芋を中心とした経営をされております。譲渡人、譲受人は、親戚関係になりますが、譲渡人の方も、かなり高齢になられております。以前は、市街地に住む娘さんが通ってきて、澱粉用甘藷などを作っていたようですが、市街地からの通作もなかなか大変であるということで、親類の譲受人に相談いたしまして、今回の申請になったようです。現地も確認いたしました。安納芋が作付けされておりました。申請に問題は無いものと判断しております。ご審議方、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号8番につきましては、譲渡人は、神奈川県に在住しております。お父さんから相続した農地がありまして、それにつきましては、今までは、長年に亘り、親類の叔父さんが管理をされておりました。この叔父さんという方もかなり高齢になられてまして、今回の申請となったものです。申請地は、614㎡の田であります。長年、管理がされていないということで、葎等が生え荒地となっておりました。

この土地は、丁度、譲受人の畑の下にありまして、最近、鳥獣被害の問題もありますが、シカ等の住処になっているということで所有者の方も大変心配しておりましたが、自分たちではどうにもできないと困っておりました。また、譲受人の方でも、何とか整備し手入れをしたいが、他人の農地でもあり、どうにもできないと思っていたとのことでした。

しかし、同じ地区内に、管理している親類の叔父さんがおられまして、その人を通じ、所有者の方と話を進めてまいりましたが、この際、無償譲渡して、管理していただくということで、今回の申請となりました。以上です。

14 番 はい、14番です。同じく2ページの番号9番につきまして、調査の結果について、報告させていただきます。譲渡人、譲受人ともに、同じ地区の出身の方であります。譲受人の、叔父さんに当たる方の畑であります。15日に、譲受人と、現地を確認をしてまいりました。現地は、牧草と甘藷が植えられておりました。その畑自体は、圃場整備がされていない、通称、ひら畑といわれる傾斜のある畑で、大型機械等は使いにくいのではないかと思われる畑でありました。しかし、住宅の隣接地でもあることから、譲受人は、以前からこの畑を譲渡してほしい旨、相談をしていたそうですが、この度、譲渡することに決まったものです。

譲受人は、最近、多少、体調を崩しているところではありますが、息子さんが近くに住宅を建て住んでおりまして、休日にはよく農作業の手伝いをしてくれるということです。この土地の取得については、機械・労働力から見ても問題はないものと判断しております。皆様のご審議方をよろしくお願いいたします。

3 番 はい、3番です。番号10番につきましては、上之原の土地で、台帳地目は原野で、現況地目、畑・2筆、面積1,632㎡を、10年間、農地利用集積円滑化団体である市農業振興公社へ賃借しようとするものであります。貸人、借人、双方、確認いたしましたでしたが、申請に相違はありませんでした。

3 番 次の3ページの、番号11番につきましても、農地利用集積円滑化団体である市農業振興公社へ賃借しようとするものであります。貸人、借人、双方、確認いたしましたでしたが、申請に相違はありませんでした。

次ぎの番号12番につきましても、農地利用集積円滑化団体である市農業振興公社へ賃借しようとするものであります。貸人、借人、双方、確認いたしましたでしたが、申請に相違はありませんでした。

8 番 8番です。番号13番につきまして、ご報告いたします。7月13日に貸人と現地調査をし、貸人、借人双方、確認の結果、申請に間違いございませんでした。場所は、安城、平山地区に近い土地で、畑・2筆、面積3,773㎡を、農業振興公社へ10年間賃借しようとするものであります。金額は、10a当り年間14,000円、全体で年間、52,822円です。以上であります。

5 番 はい、5番です。3ページの番号14番、15番について、14日に現地調査を実施しておりますので、ご説明いたします。

まず、番号14番つきましては、貸人は、大工さんであり、建築業を営んでおります。70歳くらいまでは、専業としては、建築業をやりたいとのこと。自分では、仕事から帰ってきてから農業をやる余力もなくなってきたこととありまして、今回、農業公社の方と賃貸契約を結びたいということとありまして。面積1,494㎡を、年間14,000円で10年間賃借しようとするものであります。

次の番号15番につきましては、貸人は、高齢のために農業を縮小したいということで、安城字轟キの土地を、年間5,000円で、農業振興公社へ、10年間賃借しようとするものであります。農業振興公社としましては、新規就農者のための、利用集積したいとのこととありまして。以上であります。

3 番 はい、3番です。3ページの番号16番、17番について、ご説明いたします。

まず、番号16番つきましては、ご報告いたします。双方確認の結果、申請どおり相違はございませんでした。

次の番号17番につきましても、双方確認の結果、申請どおり相違はございませんでした。

16番、17番の場所につきましては、同じ字でありが、先程事務局が説明したとおり、錨清掃社後ろの左上にあり、以前は、小牧野地区の畜産家が、牧草を作っていました。現在は、荒れてそのままの状態になっている土地であります。

9 番 はい、9番です。3ページの最後になります。番号18番につきましては、17日に、譲渡人、譲受人、双方立会いのもと現地確認をしております。

譲渡人の方は、かなり高齢で、脚も不自由な状態でありましたので、電話連絡でも良かったかなと思ったところでした。現地には、澱粉用甘藷が植えられておりました。譲渡人のお話では、自分が耕作するころは、竹が走ってきて大変だったが、今はきれいになっているという喜びの声もありました。譲受人につきましては、農業用機械や労働力からみて、耕作要件に問題はありませんでした。以上です。

3 番 はい、3番です。4ページの、19番、賃借権の設定について、ご説明いたします。これは、農業振興公社が、新規就農者に賃貸借するものです。双方、確認の結果、申請に相違ございません。貸し付けた4筆のうち、字五本松の1筆については、現在、公社の方で作付けをしているということで、作物の収穫後に引渡しをするということです。

あと、字新城野首8108番、8109番、8102番1の3筆につきましては、オクラとゴーヤを数畝、後は安納芋を作っておりました。以上です。

8 番 8番です。4ページの、番号20番につきまして、ご報告いたします。貸人は、農業振興公社です。貸している土地は、4筆であります。貸している土地は全部調査いたしました。私が担当となっているのは、現和字下仁田の2筆でありますので、2筆につきましてご報告いたします。借人は、東京出身の方でありまして、上西地域の伊勢神社裏の、園芸会社に3年程勤務された後、種子島営農大学校に入り、卒業されまして、この度、新規就農者として、畑を揃えているところだそうです。この2筆の畑には、サトウキビを植え、頑張っているようではあります。雑草も多くて、管理がよくいっていないように思えます。雑草については、「除草剤で焼いてみる」ということでありました。以上です。

5 番 5番です。今、8番委員がご報告されました。番号20番のうち、安城地域の字轟キ220番6、227番27の2筆の土地付しましては、私の担当地域でありますので、調査内容について、ご説明いたします。

17日に、借人の方が都合が悪いということでしたので、貸人であります農業振興公社の事務局長と現地調査を実施しております。この土地には、現在、安納芋を植え付けております。ただ、227番17の方は、雑草を除くために、除草剤をかけておりましたが、芋が赤くなっておりまして、現場での作物の状況から指導したほうがいいのではないかという検討をしてきました。8番委員の意見もありましたが、借人の方は、青年就農給付金制度の開始型による土地の取得とのことでありました。以上です。

議 長 ただ今、番号6番を除く、番号1番から番号20番まで、事務局並びに担当委員の方から詳しく説明がございました。それでは、質疑に入ります。皆様方のご意見を求めます。

3 番 はい、3番。今、最後に報告がありました番号20番の農地について、意見を述べさせていただきたいと思っております。

8番委員の方からも指導したほうがいいのではないかという意見がございました。私も、ここの農地の、道隔てて隣接したところの畑を借りて耕作をしております。譲受人には、一口で言えば、まだ、経営能力が無いんだということです。新規就農といわれますが、就農給付金が年間、150万円、5年間投入されるわけですから、農業振興公社についても、もっと指導を徹底すべきだと思います。



私も春キャベツを作っておりましたから、毎日夕方、収穫に行くんですが、振興公社が、鋤をかけて、ロータリー耕をし、畝立て、サトウキビの植え付けまでしてくれる中で、本人とはほとんど畑で顔を合わせる事がなかったように思います。だから、あまり畑に行っていないと思います。余った肥料も、2、3俵、畑に置きっぱなしの状態です。新規就農、新規就農といわれますが、こころ辺については、行政ももっと考える必要があるのではないですか。サトウキビ畑が草だらけの状態ですから、私は、今回の貸付には、承認すべきではないと思います。農業公社には、もっと強く、指導をしてもらわなければいけないと思います。

議長 　ただ今、3番委員から、厳しいご意見がございました。　菅農大卒業生への貸付であります。我々、農業委員会のなかでも、貸付しない方がいいのではないかという意見もあったということは、農業振興公社にも伝えたいと思います。その他、20番の件につきまして、ご意見はございませんか。

8番 　はい、8番です。確かに私も農業振興公社に、指導要請をした方がよいと思います。この農地は、先程の番号13番の畑と同じ畑で、安城、平山の方が、農業振興公社に貸付を委任した土地であります。このような草畑の状態、返してもらっても困ると思います。借人は、新規就農ということで、サトウキビ作りになれない面もあるでしょうが、園芸会社での3年間の農業経験もありますし、借りた土地を荒らし作りするわけにも参りませんので、菅農大の方からの適切な指導が必要だと思いますので、是非、この意見を農業振興公社へ届けてほしいと思います。

議長 　これは、農業振興公社の要請による、菅農大卒業生の新規就農対策のための農地の貸し借りでありますので、菅農大には、指導教諭もおりますので、農業委員会では、このような意見もあったということで、さらに指導を徹底していただくようお願いしたいと思うところです。そのほかに、このことにつきまして、ご意見はありませんか。

13番 　はい、13番。私は、今ほど会長からもありましたが、是非、農業委員会の要望として、菅農大へ徹底して指導してほしいということを要請することを条件として、農地取得を認めたらどうかと思います。

議長 　ただ今、13番から、農地が雑草状態であるので、農業委員会から改善を図るよう徹底指導を要請するというので、20番につきましては、承認ということでいかがでしょうか。【異議なしの声あり】

　ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。番号20番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

13番 　はい、5番。採決の前に、一言、発言させてください。私は20番の農地の別の2筆を調査いたしました。はっきり言いまして、管理はきちんとされておりました。ただ、1筆につきましては、除草剤が強すぎたのか、芋がちょっと赤くなっておりましたが、一緒に行った農業公社の技術者の方も、この辺については、直接、指導する必要があるとおっしゃっておりました。以上、私が見た、2筆につきましては、そういう状況で、管理はされておりましたので報告しておきます。

議長 　はい、それでは、20番につきましては、最初の2筆につきましては、農業委員会から改善を強く要請することで、農業振興公社に連絡を取りたいと思います。他にご意見はございませんか。【異議なしの声あり】

　はい、ただ今、異議なしの声がありました。それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号1番から番号20番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

　それでは、全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号1番から、番号6番を除く、番号20番について、原案どおり許可することに決定いたします。



議長

続きまして、第2号議案の「農地法第5条に係る許可申請について」を議題といたします。先ず、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

はい、それでは、第2号議案「農地法第5条に係る許可申請について」ご説明いたします。資料は、5ページをお開きください。今月の5条申請は、川迎地区の一般住宅と野木平地区の擁壁設置の2件であります。

先ず、番号1番につきましては、申請地は、下西、川迎地区にある土地でありまして、字東之隅、地番・15772番3の1筆、台帳地目・畑、現況地目・雑種地で、面積は496㎡であります。

申請理由としては、平成17年度に、転用許可を行ったが、住宅建築を断念したため、平成24年5月に取消申請があり許可の取消を行った案件であります。今回新たに、自己住宅を建築したいということで、申請がありました。

土地の条件は、農振農用地区域外の都市計画区域内で、住宅が密集している地域にある農地で、第2種農地と判断されます。また周辺には農地はなく、地域営農条件への影響もないことから転用は問題ないと判断されます。

次に、番号2番につきましては、申請地は野木平の字今成、3864番40の1筆で、台帳、現況とも畑でありまして、面積は21㎡であります

申請理由は、平成23年12月に、元々の宅地に住宅を新築しましたが、建築中に、隣接地の地盤が悪いため、隣接地境に、石積擁壁を建築したところ、一部が(21㎡)農地に入っていたものです。

農業委員会への届け出と調査により、5条申請を行うよう指導されたことを受けて、始末書提出の上で、申請をするものであります。

議長

ただ今、事務局から詳しく説明がありました。なお、これにつきましては、先日、17日に、現地調査が行われておりますので、調査委員長の説明を求めます。

13番

はい、13番です。先日の17日、火曜日に、私と14番、瀬川委員、事務局より局長、係長計4名と、地区担当委員の立会いの下、現地調査を実施いたしましたので、第2号議案の「農地法第5条に係る許可申請について」ご報告いたします。

先ず、番号1番についてであります。この案件につきましては、先程の事務局のご説明にもありました通り、5月定例総会に、「農地法第5条許可書の取り消し申請」が提出され、承認された物件であります。その許可書取り消し承認の条件として、住宅地内の畑地である等、周囲の環境条件から、畑としての復元は困難であるので、今後は、他用途へ変更を指導していくということで、取り消し承認を認められていたものであります。今回、再度、一般住宅建設のために、転用申請がなされたものであります。速やかな用途変更の申請と考えます。前回、転用許可基準と同様、周囲には、住宅が建築され、農振農用地外の農地でもあることから、許可すべきものと、調査員一同の意見の一致を見たところであります。

続きまして、番号2番です。申請人の方は、国上、野木之平地区に住む居宅介護施設を営む方でありまして、申請地は、国上字今成3864番10の1筆であります。台帳上畑でありまして、面積は21㎡であります。この畑に面して、元々、宅地がありましたが、その境界地に、擁壁を建設するというものです。現地を調査しましたところ、すでに、住宅、擁壁ともに建設されておりました。登記のために、確定測量をしましたところ、畑地に擁壁が入り込んでいることが判明して、今回の転用申請になったところであります。調査員の意見としましては、たとえ21㎡の転用申請でも、事前着工で違反転用にあたるとして、厳重に注意したところであります。これにつきましては、すでに、譲受人からの「顛末書」も提出されており、また、農地も農振農用地区域外の土地で、もともと住宅地内の土地であることから、原状復旧に係る経済的損失等を総合的に考えましたときに、転用を認めてもよいとの判断にいたりました。なお、本人の宅地も、隣接地の畑地内にも残っておりまして、ちょっと入り組んだ地形になっておりました。委員の皆様のご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 　ただ今、調査委員長の方から第2号議案「農地法第5条に係る許可申請について」の番号1、番号2について、詳しい説明がございましたが、担当委員の方から補足説明があればお願いいたします。

議長  
(4番) 　番号1番につきましては、10番委員の担当地区でありましたが、先にご報告がありましたとおり、今朝の母親の救急入院により、欠席しております。しかし、調査はなされ、また、担当委員とも連絡が取れてその報告書が提出されておりますので、私の方から読み上げまして、説明に代えさせていただきます。「この件につきましては、5月の定例総会で5条許可の取り消しに係る案件でありまして、今回、再度、一般住宅建設するために、5条申請するものです。先の取り消しの条件として、速やかな用途変更が求められていることから、その代理人であります司法書士の方を通じて申請されたものであり、周辺農地の営農条件には問題はなく、本申請については妥当であると考えています。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。」ということでもあります。

2番 　はい、2番です。番号2番につきましては、私の担当する地域で、このようなことがありまして、大変、申し訳なく思っております。譲受人の方は、住宅地を買って、家を新築され転居された方で、昨年度末に合わせて、突貫工事で家を建築したものであります。宅地と隣接農地間は、少し高低差があり、崩れる恐れもあって、擁壁を設置したということですが、その一部が隣の農地に入っていたということでもあります。ただ、境界付近は出入りがあり、入り組んだ地形となっております。本人の宅地も、隣接の農地内にも残っているような状況であります。

　そのような中で、擁壁を真っ直ぐについた格好になっております。自分もよくそこは、よく知っている場所でしたが、元々、住宅が建っていた場所であり、境界はよくわかりませんでした。宅地敷き並みだろーなと思っておりました。擁壁は舗装され、手すりも設置されておまして、また、隣の方との用地買収も済みであり、当事者間の話し合いはついて問題はないようであります。また、事前転用につきましては、譲受人を通じまして、顛末書も提出をされており、また、現場においても厳重に注意したところでもありますので、委員の皆様方のご理解方、よろしくお願いいたします。

議長 　はい、それでは、申請人の方から始末書が、農業委員会に提出されておりますので、事務局より、読み上げていただきたいと思っております。

事務局 　それでは、読み上げまして、ご報告いたします。

農業委員会殿。「始末書」。平成23年12月に、宅地に住宅を建築いたしました。ところが、地盤が悪く、隣接地境に擁壁を事前に建設したところ、一部(21㎡)農地に入り込んでいました。私の認識不足もあり、農地法の手続きを経ず、事前に擁壁を設置しましたことに、農業委員会並びに農業委員の皆様にご迷惑をおかけしましたと対しまして、深く反省し、心からお詫びを申し上げます。今後、このようなことがないように致します。また、農業委員会のご指導により、農地法5条の転用申請を提出いたします。よろしくお願いいたします。

議長 　ただ今、調査委員長並びに担当委員から第2号議案「農地法第5条に係る許可申請について」の番号1並びに番号2につきまして、詳しいご説明がございました。番号2番につきましては、事前転用ということで、始末書も読み上げ報告もなされました。審議に入ります。皆様方のご意見を求めます。異議はございませんか。発言のある方は挙手をお願いします。

3番 　3番、いいですか。番号1番についてですが、調査委員長にお伺いいたします。この住宅の建築面積は、いくらでしょうか。

13番 　はい、13番。その点につきましては、住宅が34坪、そのほかに車庫がありますので、40坪であります。

3 番 はい、分かりました。次に、番号2番についてですが、これはあってはならないことではありますが、本人も分からなかったということで深く反省されておりますし、また、始末書も提出されております。私は、認めるべきであろうと、思います。

議 長 他に、質疑、ご意見はございませんか。  
【異議なしの声あり】

ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。議第2号案「農地法第5条許可申請について」の番号1番から番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成ですので、議第2号案「農地法第5条許可申請について」の番号1番から番号2番について、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、第3号議案の「非農地証明願いについて」を議題といたします。今月の非農地申請は1件であります。これにつきましても先日の17日に、現地調査が行われております。調査委員の皆様には、大変ご苦労様でした。それでは、調査委員長のご報告をお願いいたします。

13 番 はい、13番です。先日の17日に、現地調査を実施いたしましたので、ご説明いたします。申請者は、国上、寺之門地区の方であります。

「非農地証明願いについて」の番号1番ですが、申請の場所は、国上字笹之宇都、2351番19、同所同字2351番21及び2358番の3筆ということですが、実際は、2筆になっておりました。面積は、全部で、4,122㎡です。申請の理由は、台帳上は畑であるが、平成13年頃から耕作せず、現況は原野となっているというものです。申請地は、寺之門地区であります。海岸に近い山間の場所でありまして、舗装道路からは、1kmくらい入り込んだところにあります。まだ、山林化まではしておりませんが、道路事情が悪く、今では耕作できる様な場所ではないなと思いましたが、重機を入れればどうにかなるのではないかと思うんですが、道路事情が悪く、路の両側も木々にトンネル状に覆われている状態で、非農地として認めてもいいんではないかという調査員の意見の一致を見たところあります。委員の皆様のご審議方をよろしくをお願いいたします。

議 長 ただ今、調査委員長の方から「非農地証明願いについて」の番号1番について、詳しい説明がございました。担当委員の方から、補足説明があればお願いいたします。

2 番 はい、2番です。今、調査委員長がご説明したとおりであります。字は、字笹之宇都というところで、元、赤丸採石場のあった場所へ向かう道路を、途中から左に入っていったところの、谷に沿った、一見、田んぼのような低いところにある土地であります。道路の両側は、木が大きくなりまして、真ん中だけが開いております。現地は、セイタカアワダチソウや雑草が生い茂っております。本人の話では、昔は牧草などを作っていたようですが、最近は、ほとんど来ることもないということでありました。非農地として、認めてもいいんではないかと思えます。よろしくをお願いいたします。

議 長 ただ今、調査委員長並びに担当委員から「非農地証明願いについて」の番号1番について、詳しいご説明がございました。審議に入ります。皆様方のご意見を求めます。異議はございませんか。発言のある方は挙手をお願いいたします。  
【異議なしの声あり】

14 番 はい、14番です。私の方からも同じ農家として、意見を述べさせていただきたいと思います。先程、調査委員長のご説明にもありました通り、現地は、いつも日が当たらず、ジメジメして湿気があるところに道があり、農作物を持ち出すのにも1kmくらい、中出しをしなければならないようなところでもあります。私は、こんなところを見たのは、はっきり言って初めてで、こんなところから、サトウキビや芋を中出しをして、農家として大変苦労していたんだなーと感じた処でした。以上です。

議長 ただ今、同じ調査委員でありました、14番委員からも意見があったところです。他に、質疑、ご意見はございませんか。  
【異議なしの声あり】

ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。第3号議案「非農地証明願いについて」の番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議長 はい、それでは、全員賛成ですので、第3号議案の「非農地証明願いについて」の番号1番につきましては、全員賛成でありますので、原案どおり承認することに決定いたします。

議長 続きまして、第4号議案「あっせんについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、それでは、第4号議案「あっせんについて」ご説明いたします7ページをお開きください。今月の「あっせん申出は、「貸したい」という申し出が1件であります。

「貸したい」という申し出の場所は、上石寺の中野板金から150m位入った所の土地であります。西之表字茶屋平15880番42の1筆で、台帳・現況地目は畑で、標準額で貸したいとのこととあります。

場所が上石寺ですので、10番石寺委員と、1番中野委員にお願いしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。  
連絡先は、上欄に書いてありますのでよろしく申し上げます。

議長 ただ今、事務局から「あっせん申し出」の「貸したい」についての1件について、ご説明がありました。

この「貸したい」という申し出につきましては、地区担当委員の10番・石寺委員と、場所に近い、1番・中野委員にあっせん方をお願いしたいとのこととあります。

依頼されました両委員におかれましては、それでよろしいでしょうか。

10 番 はい、分かりました

1 番 はい、10番委員と一緒に、あっせんを進めたいと思います。

議長 それでは、担当される委員の皆様には、よろしく申し上げます。

議長 それでは、続きまして、第5号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、ご説明をいたします。1-1ページをお開きください。第5号議案「農地利用集積計画」 利用権の設定です。

期間が、平成24年8月1日から平成34年7月31日の10年間、地目・田、面積1,311㎡、利用権の設定をする者2人、受ける者1人です。

次に、1 - 2ページをお願いいたします。計画総括表（経営面積等）であります。

まず、1番についてご説明いたします。です。現和、武部地区にお住まいの方の田・5筆、面積959㎡を、同じ地区にお住まいの担い手農家へ、年間20,000円で、10年間、賃貸借するものであります。

次に2番であります。西之表に住まいの53歳の方の田・2筆、352㎡を、現和、武部地区の担い手農家の方が、全体を10,000円で10年間借り受けるものであります。

内容については、1 - 3ページから1 - 4ページをご覧ください。

次に2の1ページをお開きください。

これにつきましては、所有権の移転です。今回は、1件の申請であります。これは、平成24年7月25日に所有権の移転をしようとするものです。畑1,184㎡です。

次に2の2ページをお開きください。計画総括表（経営面積等）です。

次ぎの2 - 3ページの、1番です。現和の方の土地を、現和に住まいの担い手農家への売買です。現況が畑1筆、面積1,184㎡を所有権移転しようとするものであります。単価は、全体を300,000円です。

内容については、2 - 3ページから2 - 4ページをご覧ください。

以上、全ての計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。委員の皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より、第5号議案、「農用地利用集積計画の意見の聴取について」の「利用権の設定」についてと「所有権の移転」についての詳しい説明がありました。まず、「利用権の設定」の整理番号1番の方から、担当委員から補足説明があればお願いいたします。

8番 はい、8番です。「利用権の設定」についての、整理番号の1番と2番並びに、「所有権の移転」についての整理番号1まで3件につきましては、私の担当する地域でありますので、説明させていただきます。7月13日に現地調査を実施いたしました。貸人の、番号1番の方と番号2番の方は兄弟でありまして、西之表地域の小牧野地区にあります、居宅介護施設で働いておりまして、2番の方が、経営者、1番の方は、その事務職員だそうです。

借人は、番号1番、2番とも同じ方ではありますが、親子3人で、2ha以上の経営規模で農業を営んでいる、現和、武部地区の36歳の方であります。

番号1番の方が、5筆の水田で、面積959㎡を全体で20,000円、10年間賃貸借するものです。

次に2番につきましては、同じく水田332㎡を年間、10,000円で、10年間の賃借であります。

次に、「所有権の移転」についての整理番号1につきましては、ご説明いたします。資料につきましては、2 - 2ページになります。

この譲受人は、親子3人で、サトウキビとか、甘藷を作っております。その譲受人の隣接の農地でありまして、2筆で、1,184㎡を300,000円での売買だそうです。場所は、武部地区のマンゴー・ハウスがありますが、その3枚先の畑です。これにつきましても、双方確認し、現地も当たっております。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。ただ今、①利用権の設定の整理番号1番から2番、②の所有権の移転の整理番号1番につきまして、事務局並びに担当委員の方から詳しく説明がございました。これより、質疑に入ります。皆様のご意見を求めます。発言のある方は挙手をもって、意見をお願いいたします。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がございました。それでは採決します。①利用権の設定の整理番号1番から2番、②の所有権の移転の整理番号1番につきまして、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)

全員の賛成でありますので、第5号議案、「農用地利用集積計画の意見の聴取について」の①利用権の設定の整理番号1番から2番、②の所有権の移転の整理番号1番につきましては、原案のとおり承認し、意見を市長に送付いたします。



以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いいたします。

事務局 1、8月行事予定について説明。  
2、8月22、23日の農業委員研修についての内容説明。  
3、家畜糞尿流失の発生について経過説明。

会長 1、平成24年度以降の鳥獣被害防止計画（駆除計画頭数）について、対策会議の方針説明

議長 その他、意見はございませんか？……………（他、委員の意見はなし。）  
それでは、以上をもちまして平成24年7月定例総会を終了します。大変、ご苦勞様でした。

平成24年7月18日

会	長	田高 弘三	
2	番	日笠山 隆	
3	番	橋口 好文	